

博士學位論文内容の要旨

学位申請者氏名	前田 尚美
論文題目	明代皇后・皇太后の政治的位相
論文審査担当者	主 査 檀上 寛 ㊞
	審査委員 松井嘉徳 ㊞
	審査委員 坂口満宏 ㊞

長い中国の歴史の中で、后妃やその外戚が政治に介入し、多大な弊害を流した事例は枚挙に遑がない。それに反して明代は、彼らが政治を壟断したためしも無ければ、介入することすらなかったという点で極めて特異な時代であったといえる。確かに明代の後妃も、政治に介入する機会が全く無かったわけではない。皇帝の死亡時や幼帝の即位時には、先帝の正妻である皇太后が必ず重要な役割を果たし、実権を振るったのも事実であった。だが彼女たちも新皇帝が決定すると、その後は一切政治に口出しすることはなくなってしまふ。

明代の後妃は何故そのような行動を取り得たのか。皇位継承を主導した皇太后が、一旦握った政治権力をそのまま保持しなかったのは何故なのか。従来、こうした疑問を真正面に掲げて、後宮制度や后妃問題にアプローチした研究はたえて存在しなかった。本論は如上の疑問に対して、著者なりの解答をまず提示する。それを踏まえて第一部では後宮・后妃制度の実態と特徴を、第二部では皇帝不在時の皇太后（先帝の皇后）の具体的行動を整理・分析し、両者合わせて皇后・皇太后の明代政治上の役割と、その歴史的特質の解明に迫る。

一体、皇后・皇太后は皇帝の数ある后妃の中では、どのような位置にあったのか。第一部「明代の後宮制度」は、明代の後宮とその住人である后妃の実態・制度の解明を目的として二章から構成される。第一章「明代後宮と后妃・女官制度」では、初代皇帝洪武帝の行った子女の婚姻政策と洪武帝本人の後宮作りについて考察する。当初、洪武帝の皇子たちは功臣の子女と婚姻するのが通例であったが、やがて功臣の勢力を削ぐためにも民間の女性から選抜するようになる。後宮女性の選抜の条件・内容は、年齢・容貌を重視した「后妃」選びと、健康面・読み書きなどの教養重視の「女官」選びに大別されたとし、後宮内には「后妃」と「女官」、そして后妃に仕える「宮人」の三階層の女性が存在したことを明らかにする。

洪武帝の時に確立されたこの制度は後世に継承されるが、とりわけ后妃は皇后（皇太后）を頂点とする後宮ヒエラルキーの中で徹底した后妃教育が施されるとともに、二度と後宮外には出られないほどの厳しい管理下に置かれた。その政策の裏にあるのは、后妃の政治介入に対する強い警戒心である。後宮女性を女官と后妃に分けたのも、女官に後宮の庶務全般を任せて后妃の外部との接触の機会を断ち、政治から遠ざけようという目的のためであった。また宮人のなかには、皇子の養育などに当たる「乳母」・「保母」といった特殊な人々も含まれ、こうした女性には宮人であっても特別な身分が与えられ、厚遇されたという。

第二章「明代の皇后・皇太后－嫡母と生母－」では、第一章で整理した明代の後宮の頂点に立つ皇后・皇太后を取り上げ、その権威の由来を分析する。皇帝制度が始まって以来、皇后は皇帝の妻として存在し続けたが、権威の根拠は時代によって変化した。古代の皇后は皇帝の妻であることにより権威を持ち、たとえ新皇帝が実子でなくとも先帝皇后として尊重された。しかし、もともと先帝皇后に与えられる皇后・皇太后の尊号が、子として生母を想う歴代皇帝たちにより、次第に生母にも及ぶようになっていく。皇帝生母という皇帝との血縁的つながりが次第に重視され出したわけで、尊号の乱発は相対的に皇后の権威を低下させることにもなったとする。

この流れを踏まえ、著者は明代の皇后・皇太后を以下のように分類する。①聖母(先帝皇后で皇帝生母)、②嫡母(先帝皇后)、③生母(先帝庶妃で皇帝生母)、④太皇太后(皇帝祖母)、⑤その他、⑥死後の追贈。以上の六種に区分した上で、それぞれにどのような差異があるのかを考察する。そこから導き出された結論は、明代でも従前通り陵墓への埋葬などでは皇后(聖母、嫡母)が優先されたものの、生母が嫡母と同じように皇太后という尊号を手にし、同列に取り扱われるに至っていたことである。本来は先帝の妻として皇太后たり得ていたのが、現皇帝の生母であることに権威の根拠がシフトしつつあったことが示される。

いずれにせよ皇后は皇帝の死によって皇太后へとその身分を変化させ、皇帝死亡時に官僚の上に立って大きな役割を果たすことになる。第二部「明代の皇后・皇太后の政治的影響」では第一部第二章で分類した皇后・皇太后の立場を勘案しつつ、皇帝不在の皇位継承時に明代の皇后・皇太后の権威がいかに関与されたか、その影響力のありよう及び程度如何について分析する。

第一章「明代の皇位継承問題と皇太后－洪熙帝皇后張氏－」では、明代初の皇太后(太皇太后)となった洪熙帝皇后の張氏を例に、如上の問題にアプローチする。張氏は都合、二度の皇位継承問題に対処したが、一度目は夫である洪熙帝の崩御時に子の宣徳帝を即位させた時。また二度目は宣徳帝の崩御に際し、十歳にも満たない孫の皇太子(後の正統帝)を皇位に即けた時である。この間、皇太后は先帝の遺詔によって、新皇帝が即位するまでの一時期のみ権威を持つが、それは子や孫への安定的な皇位継承のためのもので、皇位を独断で決定する権限を与えられていたわけではなかった。新皇帝の決定には必ず遺詔が求められたのである。

第二章「土木の変前後にみる皇太后の影響力－宣徳帝皇后孫氏－」では、洪熙帝皇后張氏の子である宣徳帝の皇后・孫氏を取り上げる。彼女は最初の宣徳帝皇后である胡氏の廃后後、新たに皇后となった人物であり、その背景には彼女が宣徳帝の長男(後の正統帝)の生母だという事実がある。明代の皇位継承は、皇帝家の家訓『皇明祖訓』によって嫡子優先が定められており、宣徳帝は安定的な皇位継承のためにも生まれた子の嫡子化、つまりその生母を皇后とする必要があった。

これより以前、篡奪者である第三代皇帝永楽帝を除き、他の皇帝はひとまず嫡子継承によって即位した。庶子の継承は正統帝が最初であり、それゆえ明代における生母の皇后化は、孫氏の事例をもって始まるという。だが、正統帝の即位とともに皇太后となった孫氏も、正統帝が土木の変でモンゴルに拉致されたことで非常事態に直面する。

本来、皇太后は先帝の遺詔、つまり皇帝権力に裏付けられて権威を持ち、遺詔に基づき皇位継承問題を解決するのを常とした。しかし、土木の変という突然の皇帝不在のなか、孫氏は皇帝権力の裏付けを得ないまま、事態の収拾にあたらざるを得なかった。皇太后は皇帝の母という尊属

関係をもって、宙に浮いた皇帝権力を一時的に預かる存在として、後継問題を解決したのである。ただしその場合でも、モンゴルで捕えられている正統帝の承諾を事後に得ねばならなかった。これは明代の皇位継承には、皇太后の命令が不可欠であると認識されていたと同時に、後付けであっても皇帝の承認を必ず受ける必要があったことを物語る。

第三章「大礼の議における皇太后の懿旨の意味－弘治帝皇后張氏－」では、皇帝と血縁的繋がりのない皇太后との関係如何について、弘治帝皇后で正徳帝生母である張氏(慈寿皇太后)を例に考察する。慈寿皇太后の子である正徳帝には後継者がなく、また指名することもなく崩御した。慈寿皇太后は遺詔に基づき廷臣たちと後継者を選定し、皇太后の命令によって嘉靖帝を傍系から迎え入れて継承問題を解決する。ほどなく嘉靖帝は生父母への扱いをめぐる「大礼の議」という争議を起こすが、本来であれば新皇帝の即位とともに消滅するはずの皇太后の政治的権威を利用しつつ、自らの主張を有利に運ぼうとした点を明らかにする。

嘉靖帝にとり慈寿皇太后の権威は、自己の基盤を確立するまでは絶対的に必要なものであった。だが、やがて体制固めがなされると血縁的繋がりのない慈寿皇太后よりも、生母を重んじるようになっていく。最終的に大礼の議は、それまで頼っていた皇太后の権威ではなく、嘉靖帝自らの命令で決着させ、自己の願望を実現するに至る。これは傍流から即位し権力や腹心をもたなかった皇帝が、皇太后の権威を盾に政権基盤を固める一方、彼女の影響力から次第に脱却していく過程として捉えることができる。

以上の論証を踏まえ、最後に結論として皇帝権力と明代の皇后・皇太后の権威との関係について総括する。皇帝権力が未曾有に強化された明代では、皇帝以上に権力をもつ存在はあり得ない。しかし皇太后は、皇帝の尊属という点で皇帝の上位に立つ存在であり、その立場が皇帝権力が宙に浮いた際に、彼女たちに権威を持たせることになった。しかし、他方で明代の皇后・皇太后は必ず皇帝の遺詔に基づき、その代行者として行動することが求められた。その点からみれば、彼女たちの権威は皇帝権力の裏付けがあって初めて成り立つもので、独自の根拠があるわけではない。さらに、その権威は新皇帝の即位までという、非常に短期間に区切られたものであった。その意味で、明代の皇后・皇太后の権威の根拠はあくまでも皇帝権力にあり、たとえ尊属であっても決して皇帝権力を超えるものではなかったというのが本論の結論である。